

学校における「合理的配慮」の提供

～ ともに「学び」、ともに「輝く」～



平成28年の「障害者差別解消法」の施行により、どの学校においても、障害のある子どもたちに必要な「合理的配慮」を提供することが求められるようになりました。

「合理的配慮」の提供に当たっては、本人・保護者の意向を十分に尊重しつつ、学校として組織的に検討し、提供することが重要です。

本リーフレットは、学校において適切に「合理的配慮」を提供することにより、障害のある子どもたちの学習や生活の質の向上を図ることを目的として作成しました。

令和2年3月

山口県教育委員会

「合理的配慮」について考えてみませんか

「合理的配慮」の提供は

「共生社会」を形成していくための重要な手段の一つです。



※ 「障害者権利条約」を批准した我が国は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「共生社会」を形成していかなければなりません。

教育分野における「合理的配慮」の定義

障害のある子どもが、障害のない子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有し行使することを確保するために

- 学校の設置者及び学校が行う、必要かつ適当な変更及び調整のこと
- 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、個別に必要とされるもの
- 学校の設置者及び学校に対して、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの



※ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」H28.4.1 施行）により、学校の設置者及び学校には、負担になり過ぎない範囲で、障害のある子どもに対する「合理的配慮」を行うことが求められるようになりました。

「合理的配慮」への理解を深めよう

Q 「合理的」とはどういうことを意味しているのでしょうか。

A 「必要かつ適当」であり「過度の負担を課さない」ことが合理的と捉えられます。

障害のある子どもが主体的に自分の力を発揮していくことが目的であり、本人が必要としていないような過剰な配慮は合理的とは判断できません。

また、配慮の実施に伴う負担が過重である場合も、合理的とは判断できません。

「過重な負担」であると判断した場合には、本人と保護者にその理由を説明するようにします。また、負担が少ない形でほかの配慮が行えないか、代替案を検討することが望ましいとされています。

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が「合理的配慮」に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの子どもが乗り物に乗るときに手助けをすることや、障害のある子どもの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどがあげられます。

【「合理的配慮」の検討、決定の際に参考となる配慮の例】

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する学校教職員対応要領」（県、市町策定）
- 「通常の学級における特別支援教育の充実のために」（山口県教委 H26.3）
- 「よりよい『交流及び共同学習』を進めるために」（山口県教委 H28.3）
- 「学校における『合理的配慮』の観点」（中教審報告 H24.2）
- 「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」
(URL <http://inclusive.nise.go.jp/> 国立特別支援教育総合研究所)



各学校における「合理的配慮」提供のプロセス（例）

ポイントは、「対話の積み重ね」と「合意形成に向けた努力（※）」です。



準備

校内の相談支援体制の整備

（管理職のリーダーシップ・校内コーディネーターの指名・校内委員会・相談窓口の明確化など）

適切と思われる配慮を本人・保護者と相談するため、日々の建設的な対話を心がけましょう。

意思の表明

本人・保護者から合理的配慮の相談

（表明がない場合も合理的配慮を必要としていることが明白である場合は自主的な取組に努める）

誰に相談すればよいのか、窓口を明確にした上で周知しておきましょう。

調整

【調整】 校内委員会・学年会等を中心に

- ①障害の状態や教育的ニーズの把握
 - ・いつ、どんな場面で、どのような困難を示しているか。
 - ・その困難を改善・克服するために必要な配慮は何か。
- ②配慮の内容や方法の検討
 - ・必要かつ適当であるか。
 - 教育的ニーズや教育目標との整合性はどうか。
 - 主体的な自立や社会参加のために必要かどうか。
 - ・過重な負担かどうか。
 - 体制面、財政面からみた実現の可能性はどうか。
 - 過重な負担の場合、代替案として何が考えられるか。

① ケース会議等を通して教職員間で合意形成
② 本人・保護者と随時対話を行い合意形成
③ 必要に応じて教育委員会等と連携

決定

【決定】 配慮の内容や方法を決定し共通理解

- 「個別の教育支援計画」等に明記

提供

【提供】 学級担任等を中心に組織的に対応

- 関係者で情報を共有しながら、全校体制で継続的に支援

定期的な評価

配慮を実施した後も定期的に評価

〈最も本質的な視点〉

授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるような教育が提供できているか。

柔軟な見直し

校内委員会等で改善策を検討・実施

〈主な改善の視点〉

配慮の内容や方法、配慮のタイミング、配慮時の役割分担等

（※）合意形成では共に考え互いを理解するプロセスを重視します。

〈合意形成を図るために〉

- みんなが課題と目標を共有するようにしましょう。
- みんなが納得できるものを見出すように心がけましょう。
- みんなが納得できるものにするために創意工夫しましょう。

次ページより、小学校及び中学校における、合理的配慮の提供に係る事例等を掲載しています。

〈A 小学校〉

特別支援学級及び通級指導教室が設置されている。

【事例1：不安感が強く、登校しぶりがみられる3年児童】

児童の様子

- ・自閉症で、感覚過敏（聴覚、皮膚感覚）がある。行動の切り替えが難しいことがある。
- ・通常の学級に在籍し、週当たり2時間、通級による指導（自校通級）を受けている。
- ・分からないことや難しいことへの不安感が強く、学校におけるストレスが家庭で不応症症状として現れることが多い。1年時から登校しぶりの傾向があり、3年になって頻度が増えてきた。
- ・自分の気持ちを表現することが苦手である。

合理的配慮の提供に至るプロセス



準備

＜校内の相談支援体制の整備＞

- ・校内における相談窓口（校内コーディネーター）の周知
→ 学級担任から相談窓口に、配慮の必要性について相談あり

調整

＜校内委員会等を中心に＞

- ① 保護者との相談の場を設定
- ② 児童の詳細な実態把握
→ 児童の学習上・生活上の様子、児童の家庭での様子、保護者の思い 等
- ③ 専門家と連携した対応
→ スクールカウンセラーによる教育相談 等
- ④ ①～③の内容を踏まえ、校内委員会で配慮の必要性や内容について検討
→ この時点で保護者からの配慮の申出はなかったが、委員会内で配慮の必要性について共通理解

【検討内容】

- ・特別支援学級担任との連携を含めた校内体制の整備
- ・市の特別支援教育支援員との連携
- ・感覚過敏への対応

提案

- ① 学校から保護者へ合理的配慮の提供を提案し、合意形成を図る。
- ② 保護者の合意を得た上で、校内委員会や職員会議等の場で、合意した合理的配慮の内容について共通理解する。
→ 個別の教育支援計画、個別の指導計画に記載

決定

【支援】

- ・電話連絡等による登校刺激
- ・不安感軽減のためのスケジュール提示
- ・思いを伝えやすくするための支援 … 発表の事前練習等
- ・自己理解を進めるための支援 … 自立活動の指導を中心に

提供

【合意した合理的配慮…支援を行うための「土台」となる内容】

- ・特別支援学級担任と連携した個別対応の場の設定、相談体制の強化
- ・聴覚過敏に対する耳栓の利用等の配慮
- ・触覚過敏に対する服装等の配慮

評価

- ・相談体制の強化等により、児童の不安感が軽減され、安定した登校が可能になった。
- ・児童自身による自らの困難さ等に関する自己理解が進み、自分から教師に相談することが増えた。
- ・児童本人が落ち着いて過ごせるようになってきたことで、保護者のストレスが軽減された。

【事例2：読み書きに困難さが見られる5年児童】

児童の様子

- 通常の学級に在籍し、通級による指導（自校通級）を受けている。LD（学習障害）の傾向があり、漢字の読み書きが難しい。手本を見ながらでも、細かい部分を間違えることがある。書くことに強い抵抗感がある。
- 音読はルビをふるとできる。
- 全般的に学習意欲が低下している。



合理的配慮の提供に至るプロセス

準備

<校内の相談支援体制の整備>

- 通常の学級の担任と通級による指導担当者の連携の強化
→ 担任から通級による指導担当者に、配慮の必要性について相談あり

調整

<校内コーディネーター、通級による指導担当者を中心に>

- ① 保護者との相談の場を設定
- ② 児童の詳細な実態把握
→ 児童の学習上・生活上の様子、児童の家庭での様子、保護者の思い
LDI-R（LD判断のための調査票）の実施 等
- ③ ①、②の内容を踏まえ、学級担任と通級による指導担当者で配慮の必要性や内容について検討
→ この時点で保護者からの配慮の申出はなかったが、担当者間で配慮の必要性を確認し、校内委員会で提案、共通理解

【検討内容】

- 筆記の量及び方法
- 教科書、テストにルビをふることの必要性
- 家庭学習における漢字練習の内容・方法の変更の必要性

提案

- ① 学校から保護者へ合理的配慮の提供を提案し、合意形成を図る。
- ② 保護者の合意を得た上で、校内委員会や職員会議等の場で、合意した合理的配慮の内容について共通理解する。
→ 個別の教育支援計画、個別の指導計画に記載

決定

【支援】

- 事前の音読練習の実施
- ICT機器を活用した漢字練習の実施
- 自己理解を進めるための支援 … 自立活動の指導を中心に

【合意した合理的配慮…支援を行うための「土台」となる内容】

- ノートテイクの量の調整
- 教科書、テストにルビをふること
- 家庭学習における漢字学習の内容・方法の変更

提供

評価

- 学習上の困難さ（漢字の読み書き）が軽減され、学習意欲が向上した。
→ 児童本人及び保護者から合理的配慮の内容変更の申出「ルビなしでもがんばれそう。」

見直し

提供

- ①学級担任と通級による指導担当者による評価
→ 学習意欲の向上、課題への取組状況の改善を確認
- ②保護者との相談
→ ルビをふるのを、国語科の教科書のみとすることを確認し、校内で変更について共通理解
- ③変更した合理的配慮の提供及び経過観察

〈B中学校〉

特別支援学級及び通級指導教室が設置されている。B中学校区内にA小学校があり、小学校との連携体制が構築されている。

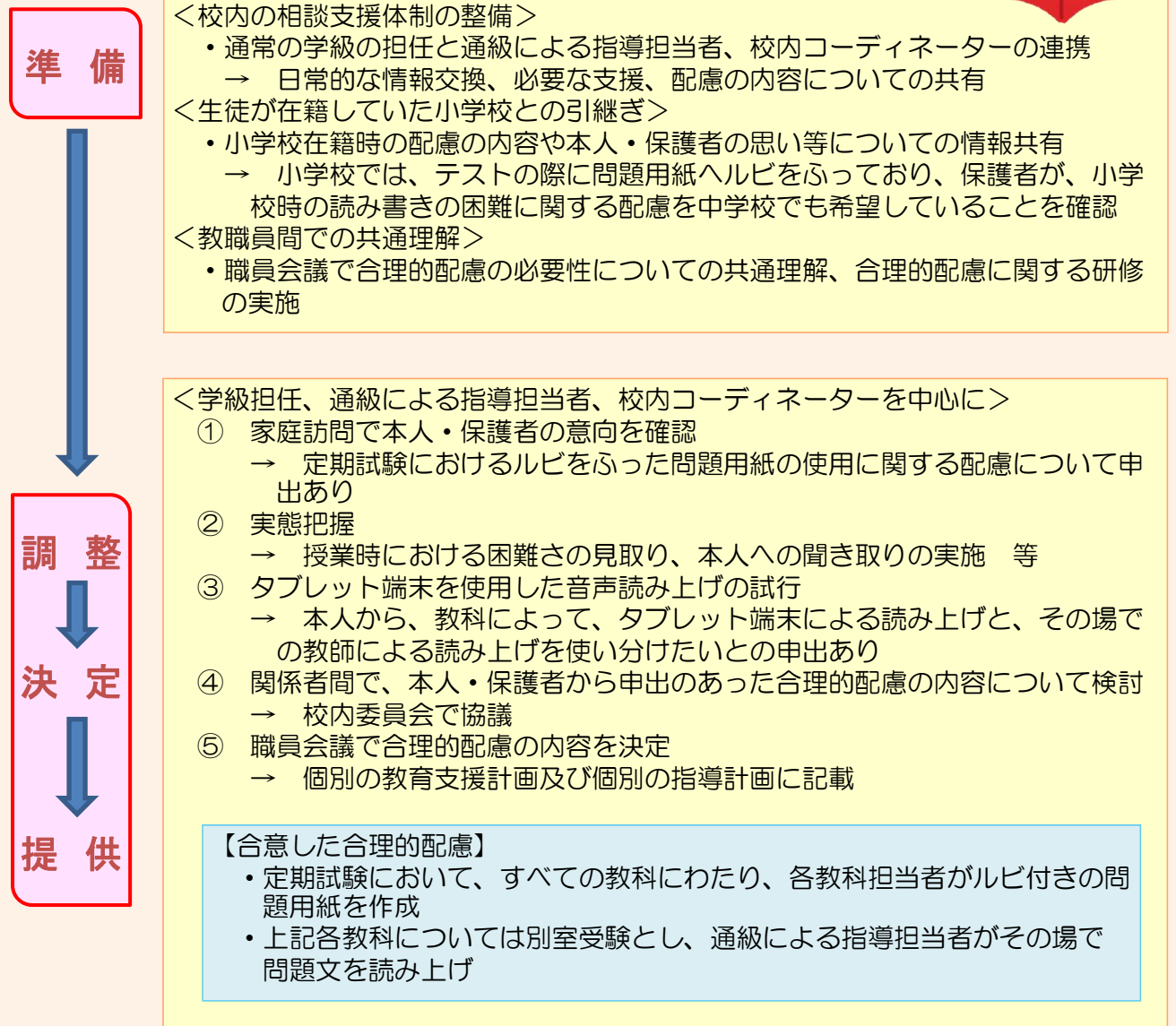
【事例3：読み書きの困難が顕著にみられる発達障害の可能性のある1年生徒】

生徒の様子

- ・通常の学級に在籍し、週当たり1時間、通級による指導（自校通級）を受けている。
- ・発達障害の可能性があり、特に読み書きの困難が顕著にみられる。授業中に板書をノートに写すことや、定期試験において時間内に全ての問題文を読み、解答を書くことが難しい。
- ・友人関係や他者とのコミュニケーションは良好である。



合理的配慮の提供に至るプロセス



評価

- ・小学校からの引継ぎを行い、必要な合理的配慮を継続できたことで、本人の負担軽減につながり、スムーズに学校生活に適應できた。
- ・本事例を通して、合理的配慮の提供に係る学校としての組織的な取組が一層促進された。

各事例におけるポイント

小学校における事例は、本人や保護者から合理的配慮の提供に関する申出はなかったものの、校内での検討の結果、合理的配慮の提供が必要だと判断し、学校から本人及び保護者に提案をして進めた事例であり、中学校における事例は、本人及び保護者からの申出を受けて進めた事例です。

基本的には、合理的配慮の提供は本人及び保護者の申出を受けて検討を開始するものですが、申出がない場合も合理的配慮を必要としていることが明白である場合は自主的な取組に努めることとされています。

以下、各事例のポイントについてまとめました。



【事例1】から

- 校内コーディネーターが中心となって校内体制を整備し、個別に対応できる場を設けるなど、対象児童が安心して登校できる環境づくりを組織的に行ったことが、登校の再開につながったと思われます。
- 学習上又は生活上の困難さの背景に、感覚過敏の問題が隠れていることが少なくありません。丁寧な実態把握を行い、感覚過敏に対する配慮を適切に行うことが大切です。

【事例2】から

- 合理的配慮は「必要かつ適当な変更及び調整」です。配慮の内容の検討に加え、現在行っている学習の量や頻度等についても確認し、調整する必要があります。
- 本人の実態の変化や環境の変化等により、必要な合理的配慮の内容が変化することがあります。合理的配慮の実施後も定期的に評価し、本人及び保護者の意向を確認しながら必要な見直しを行うことが大切です。

【事例3】から

- 小学校から中学校へ必要な合理的配慮の内容を引き継ぐ際、「誰が」「どの時期に」「どのようにして」引き継ぐのかを学校間で明確にしておく必要があります。
- 中学校の定期試験において合理的配慮を提供する場合、教職員間の共通理解及び組織的な取組が特に重要です。そのためにも、個別の教育支援計画や個別の指導計画を効果的に活用しましょう。



- 校内コーディネーターが中心となって、校内体制が整備されていますか。
- 感覚過敏のある児童生徒に対して、適切な配慮を行っていますか。
- 合理的配慮の「内容」に加え、学習の「量」や「頻度」についても検討されていますか。
- 合理的配慮の内容を決定した後も、定期的な確認、見直しを行っていますか。
- 校種間の引継ぎの時期や方法等が定められていますか。
- 合理的配慮の内容が、個別の教育支援計画等に記載されていますか。

小・中学校から高等学校への学びの連続性

～高等学校等における合理的配慮の提供について～

小・中学校からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人ひとりの教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、高等学校等においても平成30年度から「通級による指導」が制度化され、特別支援教育を推進する体制の整備が進んでいます。

高等学校等における特別支援教育の推進に当たっては、通級による指導の実施に加え、通常の学級において、特別支援教育の視点を取り入れた分かりやすい授業づくりを行うことが求められており、小・中学校と同様に、必要があれば合理的配慮の提供を行います。また、小・中学校から高等学校への合理的配慮の内容の引継ぎをどのように行うのかを、学校間でよく話し合っておく必要があります。



【参考：高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い より】

「今回の改訂では、障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続させることが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。」

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

～教育以外の部分でも公立学校教職員には合理的配慮の提供義務があります～

市町立学校は市町又は市町教育委員会において、県立学校は県教育委員会において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下「職員対応要領」という）を定めており、障害のある来校者や保護者等への配慮の具体例を示していますので、必ず確認してください。

- （配慮例）
- ・事務手続の際に、教職員等が必要書類の代筆を行う。
 - ・筆談、要約筆記、読み上げ、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。

【参考：「合理的配慮とは」（内閣府リーフレット「『合理的配慮』を知っていますか」より）】

「合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。」

「合理的配慮」提供のためのチェックリスト等

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、該当幼児児童生徒の担当教員だけでなく、学校全体での組織的な実態把握、検討及び共通理解が必要であることから、「校内体制の整備」「発達障害の可能性のある幼児児童生徒の実態把握」「提供する『合理的配慮』の観点・項目」に関するチェックリストを作成しました。校内で「合理的配慮」の提供を検討する際に活用してください。



【チェックリスト1 校内体制の整備】

→ 校内で組織的に取り組むための体制整備について確認するためのものです。
「各事例におけるポイント」でのチェック項目とあわせて活用してください。

1	<input type="checkbox"/>	「合理的配慮」とは何か、全教職員が説明できる。
2	<input type="checkbox"/>	本人や保護者が「合理的配慮」の提供について相談する際の窓口は誰であるかを周知している。
3	<input type="checkbox"/>	「合理的配慮」の提供についてどのように検討するか、校内でのプロセスを定めている。
4	<input type="checkbox"/>	決定した「合理的配慮」の内容は個別の教育支援計画に明記し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に提供している。
5	<input type="checkbox"/>	検討の結果、申出のあった「合理的配慮」の提供が過度の負担であると判断した場合、代替案を提示している。
6	<input type="checkbox"/>	障害のある幼児児童生徒と共に学ぶ幼児児童生徒に対して、発達段階に応じた、「合理的配慮」に関する理解啓発を図っている。
7	<input type="checkbox"/>	「合理的配慮」の提供を含む特別支援教育に関する研修を毎年実施している。
8	<input type="checkbox"/>	取組の参考となる「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」（国立特別支援教育総合研究所）や「合理的配慮サーチ」（内閣府）を活用している。

【チェックリスト2 発達障害の可能性のある幼児児童生徒の実態把握】

→ 学習面、行動面等でどのような困難があるのかを確認するためのものです。配慮の内容は、ここに挙げているものがすべてではありません。実態等に応じて個別に検討する必要があります。

カテゴリー		状態	＜参考＞ 考えられる配慮の例
□学習面	□ 聞く	<input type="checkbox"/> 指示の理解が困難	<input type="checkbox"/> 視覚的な情報の提示 <input type="checkbox"/> 話し方の工夫（ゆっくり、簡潔に） <input type="checkbox"/> ICレコーダー等の機器の使用
	□ 話す	<input type="checkbox"/> 筋道立てた会話が困難	<input type="checkbox"/> 「5W1H」を整理できるワークシートの使用 <input type="checkbox"/> 話をしっかり聞く時間の保障
	□ 読む	<input type="checkbox"/> 音読が困難 <input type="checkbox"/> 読解が困難	<input type="checkbox"/> 音声教材（読み上げ機能等）の使用 <input type="checkbox"/> ルビをふる、文字の拡大 <input type="checkbox"/> 写真、イラスト等の視覚的な情報の提示
	□ 書く	<input type="checkbox"/> 書写が困難 <input type="checkbox"/> 作文を書くことが困難	<input type="checkbox"/> 個に応じたワークシートの使用 <input type="checkbox"/> パソコンやタブレット端末の使用 <input type="checkbox"/> 筆記の量の調整
	□ 計算する	<input type="checkbox"/> 計算が困難	<input type="checkbox"/> 計算問題の量の調整 <input type="checkbox"/> 個に応じたワークシートの使用 <input type="checkbox"/> 具体物や計算機等の使用

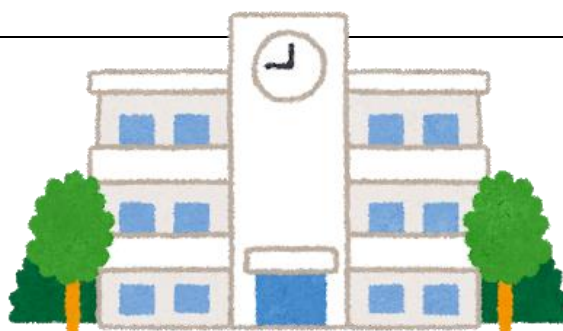
□行動面 情緒面	□ 不注意 多動性	□ 集中することが困難 □ 忘れやすい	□ 具体的なスケジュールの提示 □ 教室環境や活動量の調整 □ メモ帳やICレコーダー等の使用
	□ 衝動性	□ 感情的になりやすい	□ 気持ちが落ち着く場所の用意 □ 状況を振り返る機会の確保
	□ 対人関係	□ 他者との会話が困難 □ 集団参加が困難	□ VOCA（音声出力コミュニケーション機器）等の使用 □ 具体的で分かりやすい言葉の使用 □ 集団内での役割分担の明確化 □ 周囲の幼児児童生徒への理解
	□ 感覚過敏	□ 刺激への過敏性が強い	□ 刺激の量の調整（教室内の掲示物等） □ イヤーマフ等、刺激を軽減する道具の使用

【チェックリスト3 提供する「合理的配慮」の観点・項目】

（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より一部抜粋）
 → どのような配慮を提供するかを検討する際の参考にするためのものです。すべての項目について決定する必要はありませんが、様々な観点から多面的に検討を進めることが重要です。

＜教育内容及び教育方法＞	
□学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、そのもてる力を高めるため、必要な知識、技能、習慣を身に付けられるよう支援する。
□学習内容の変更・調整	認知の特性、身体の動き等に応じて、学習活動の内容や量、評価の方法を工夫する。
□情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT 及び補助用具を含む）の活用について配慮する。
□学習機会や体験の確保	治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。
□心理面・健康面の配慮	適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しがもてるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。

＜支援体制＞	
□専門性のある指導体制の整備	校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を担う。学習の場面等を考慮した校内の役割分担及び関係機関等との連携を行う。
□幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	障害のある幼児児童生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。
□災害時等の支援体制の整備	災害時等の対応について、障害のある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっては、一人ひとりの障害の状態等を考慮する。
＜施設・設備＞	
□校内環境のバリアフリー化	障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。
□発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	幼児児童生徒一人ひとりが障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人ひとりの障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。
□災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。



【「合理的配慮」検討のためのシート】

→ 校内で「合理的配慮」の内容を検討する際に、上記チェックリストと組み合わせて活用してください。

学年・対象幼児児童生徒名		
1. 「本人が今、困っていること」を整理しましょう。		
【困っていること】 上記チェックリスト2を参照し、該当項目にチェックした上で、具体的な内容を記入		
<input type="checkbox"/> 学習面 → <input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 書く <input type="checkbox"/> 計算する <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 行動面・情緒面 → <input type="checkbox"/> 不注意・多動性 <input type="checkbox"/> 衝動性 <input type="checkbox"/> 対人関係 <input type="checkbox"/> 感覚過敏 <input type="checkbox"/> その他 <具体的な内容>		
【本人及び保護者の希望（申出がない場合は学校としての考え）】		
2. 「合理的配慮」の観点・項目を確認しましょう。		
【上記チェックリスト3を参照し、配慮が必要であると判断した項目にチェック】		
<教育内容及び教育方法> <input type="checkbox"/> 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 <input type="checkbox"/> 学習内容の変更・調整 <input type="checkbox"/> 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 <input type="checkbox"/> 学習機会や体験の確保 <input type="checkbox"/> 心理面・健康面の配慮	<支援体制> <input type="checkbox"/> 専門性のある指導体制の整備 <input type="checkbox"/> 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 <input type="checkbox"/> 災害時等の支援体制の整備	<施設・設備> <input type="checkbox"/> 校内環境のバリアフリー化 <input type="checkbox"/> 発達、障害の状態及び特性等に 応じた指導ができる施設・設備の配慮 <input type="checkbox"/> 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
3. 提供する「合理的配慮」を決定し、校内で共通理解しましょう。		
【決定した合理的配慮】 → 「個別の教育支援計画」等へ反映		

<参考>

合理的配慮について検討する際に、幼児児童生徒の困難の背景要因を正確に分析することが重要です。その際に、特別支援学校において、個々の障害による学习上又は生活上の困難を改善・克服するために独自に設けられた領域である「自立活動」の内容を参考にすることが考えられます。


自立活動は、以下のとおり6区分27項目で構成されています。具体的な内容については、「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」（文部科学省、平成30年3月）を参照してください。

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<項目> ・生活のリズムや生活習慣の形成 ・病気の状態の理解と生活管理 ・身体各部の状態の理解と養護 ・障害の特性の理解と生活環境の調整 ・健康状態の維持・改善	<項目> ・情緒の安定 ・状況の理解と変化への対応 ・障害による学习上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	<項目> ・他者とのかかわりの基礎 ・他者の意図や感情の理解 ・自己の理解と行動の調整 ・集団への参加の基礎	<項目> ・保有する感覚の活用 ・感覚や認知の特性についての理解と対応 ・感覚の補助及び代行手段の活用 ・感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	<項目> ・姿勢と運動動作の基本的技能 ・姿勢保持と運動動作の補助的手段の活用 ・日常生活に必要な基本動作 ・身体の移動能力 ・作業に必要な動作と円滑な遂行	<項目> ・コミュニケーションの基礎的能力 ・言語の受容と表出 ・言語の形成と活用 ・コミュニケーション手段の選択と活用 ・状況に応じたコミュニケーション

<シート記載例>

学年・対象児童生徒名 ○○小学校 5年 Aさん		
1. 「本人が今、困っていること」を整理しましょう。		
【困っていること】 上記チェックリスト2を参照し、該当項目にチェックした上で、具体的な内容を記入		
<input checked="" type="checkbox"/> 学習面 → <input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input checked="" type="checkbox"/> 書く <input type="checkbox"/> 計算する <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 行動面・情緒面 → <input type="checkbox"/> 不注意・多動性 <input type="checkbox"/> 衝動性 <input type="checkbox"/> 対人関係 <input type="checkbox"/> 感覚過敏 <input type="checkbox"/> その他 <具体的な内容> 授業中に、板書の内容を書き写すことが難しい。本人は努力しているが、書字が乱雑になったり、時間内に書き終わらなかつたりすることが多い。書くことに労力を費やすため、授業における本来の学習目標の達成が難しい状況にある。本人も書くことに対して苦手意識をもっている。		
【本人及び保護者の希望（申出がない場合は学校としての考え）】 どんなにがんばっても難しい場合は、タブレット端末などの機器を使用したい。ただ、機器を使用していることで、周囲から「特別扱いされている」と思われたくない。		
2. 「合理的配慮」の観点・項目を確認しましょう。		
【上記チェックリスト3を参照し、配慮が必要であると判断した項目にチェック】		
<教育内容及び教育方法> <input checked="" type="checkbox"/> 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 <input type="checkbox"/> 学習内容の変更・調整 <input checked="" type="checkbox"/> 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 <input type="checkbox"/> 学習機会や体験の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 心理面・健康面の配慮	<支援体制> <input type="checkbox"/> 専門性のある指導体制の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 <input type="checkbox"/> 災害時等の支援体制の整備	<施設・設備> <input type="checkbox"/> 校内環境のバリアフリー化 <input type="checkbox"/> 発達、障害の状態及び特性等にに応じた指導ができる施設・設備の配慮 <input type="checkbox"/> 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
3. 提供する「合理的配慮」を決定し、校内で共通理解しましょう。		
【決定した合理的配慮】 → 「個別的教育支援計画」等へ反映 ○本人が「難しい」と判断した際に、タブレット端末のカメラを使用して、板書を撮影できるようにする。 → どの教科、どの場面で使用するかを、本人の希望を踏まえながら校内で協議するとともに、引き続き、実態に応じた書字の指導を行う。 → タブレット端末の使用に関して、周囲の児童の理解を図るための指導を行う。		

<参考>

【(自立活動の内容の視点から)：困難さの背景にある要因として考えられることは何か】					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<項目> ・生活のリズムや生活習慣の形成 ・病気の状態の理解と生活管理 ・身体各部の状態の理解と養護 ・障害の特性の理解と生活環境の調整 ・健康状態の維持・改善	<項目> ・情緒の安定 ・状況の理解と変化への対応 ・障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	<項目> ・他者とのかかわりの基礎 ・他者の意図や感情の理解 ・自己の理解と行動の調整 ・集団への参加の基礎	<項目> ・保有する感覚の活用 ・感覚や認知の特性についての理解と対応 ・感覚の補助及び代行手段の活用 ・感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	<項目> ・姿勢と運動動作の基本的技能 ・姿勢保持と運動動作の補助的手段の活用 ・日常生活に必要な基本動作 ・身体の移動能力 ・作業に必要な動作と円滑な遂行	<項目> ・コミュニケーションの基礎的能力 ・言語の受容と表出 ・言語の形成と活用 ・コミュニケーション手段の選択と活用 ・状況に応じたコミュニケーション
	・失敗経験を重ねることで自信をなくしている。	・周囲からどのように見られているかを気にしており、学習への集中が難しくなっている。	・視覚的な認知能力に課題があり、遠くの文字等の形を正しく認識することが難しい。	・運筆がぎこちなく必要以上に手に力が入りすぎている。	

「合理的配慮」としてのICT活用について

これまでも、障害のある幼児児童生徒の学習用教材としてパソコンやタブレット端末（以下「端末」）等のICT機器が活用されてきましたが、合理的配慮の提供の観点からもICT機器の活用は非常に有効です。

特に、集団での学習における活用にあたっては、本人が抵抗感なく活用できるように、家庭との連携や教職員間での共通理解を図るとともに、実態に応じて周囲の幼児児童生徒等への理解を進めることが大切です。



1 機器に付属する機能の活用

(1) カメラ機能

板書やノート等を端末のカメラで撮影し、記録を端末内に蓄積することで、筆記に係る負担を軽減し、本来の学習内容に集中して取り組むことができます。

(2) 録音機能

ICレコーダーのように録音のための機器として活用することで、記憶することの困難を補うことができます。機種によっては、録音した音声の再生速度を変更することも可能です。

(3) メモ機能

録音機能と同様に、記憶することの困難を補う機能として活用できます。キーボードでの入力はもちろん、音声での入力も可能です。

(4) 音声読み上げ機能

Windows、MacOS、iOSなどのOSには音声読み上げ機能が標準で用意されています。機種によっては、読み上げ速度を変更したり、読み上げ部分をハイライト表示させたりすることが可能です。

【Microsoft Word（2010以降）での読み上げ機能の設定】

①「クイックアクセスツールバー」から、「その他のコマンド」を選択する。

②「すべてのコマンド」を選択する。

③「読み上げ」を追加する。

④「クイックアクセスツールバー」に「読み上げ」のアイコンが表示されます。

2 専用のアプリケーションの活用

機器に対応したアプリケーションをインストールすることで、より専門的な活用が可能となります。

(1) プレゼンテーション

マイクロソフト社の「パワーポイント」やアップル社の「キーノート」に代表されるプレゼンテーション用のアプリケーションを活用することで、意思の表出に困難のある幼児児童生徒が、文字や写真等を使って自分の思いや考えを表現することができます。

(2) スケジュール管理

発達障害のある幼児児童生徒は、生活上の見通しをもつことで落ち着いて過ごせる場合が多くあります。スケジュールを視覚的に示すことができるアプリケーションを活用することで、生活や学習の流れを分かりやすく示すことができます。



3 音声教材の活用

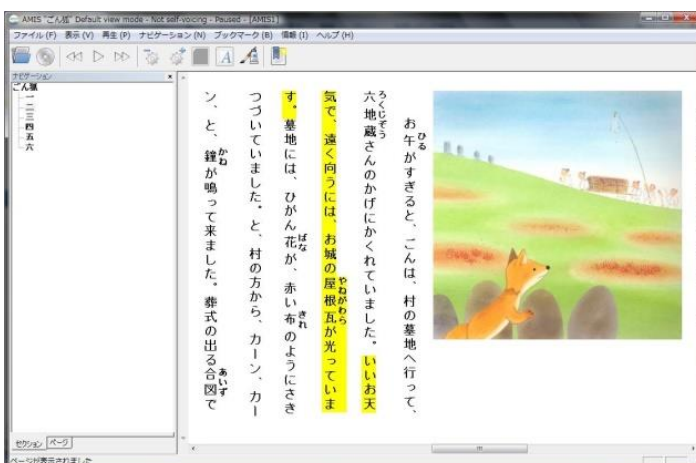
平成20年の「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（教科用特定図書普及促進法、教科書バリアフリー法）」の施行等により、発達障害等の障害のある児童生徒の学習の用に供するため、音声教材等の教材を作成し、検定教科用図書等に代えて使用することが可能となりました。

現在では様々な音声教材が発行されており、使用する人数も年々増加しています。以下に紹介する音声教材は、文部科学省「障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータを活用した音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究事業」を活用して作成されたものです。各教材の特徴等を踏まえ、児童生徒の実態等に応じて活用することが大切です。

(文部科学省HPより引用)

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm

<音声教材（マルチメディアデジター）の例>



日本障害者リハビリテーション協会 Web ページより

音声教材について

音声教材とは、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材。「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（教科書バリアフリー法）に基づき、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体等が製作している。

音声教材の概要

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 (<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html>)

- 教材名：「マルチメディアデージー教科書」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。
音声は肉声及び合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。
小・中学校の教科書を中心に作成。パソコンやタブレット端末にて利用可能。
- 利用者実績：10,039人（平成30年度）

東京大学先端科学技術研究センター (<http://accessreading.org/about.html>)

- 教材名：「AccessReading」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。
音声は合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。
小・中・高校の教科書を対象。Word版のものとEPUB版の2種類を作成。
パソコンやタブレット端末にて利用可能。
- 利用者実績：520人（平成30年度）

NPO 法人エッジ (<http://www.npo-edge.jp/>)

- 教材名：「音声教材 BEAM」
- 主な特徴：音声のみの教材（テキストや挿絵等の図版はなし）。
音声は合成音声。小・中学校の国語・社会を中心に作成。
スマートフォン、ICレコーダー等、mp3ファイルが再生可能な機器で利用可能。
データ容量が軽く、操作が簡便。
- 利用者実績：560人（平成30年度）

茨城大学 (<http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/>)

- 教材名：「ペンでタッチすると読める音声付教科書」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。
通常の教科書と見た目はほぼ同じ。音声は肉声。
小・中学校の国語を中心に作成。音声ペンをタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。鉛筆やペンでの書き込みが可能。
- 利用者実績：1,110人（平成30年度）

広島大学 (<https://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/>)

- 教材名：「文字・画像付き音声教材」
- 主な特徴：サイズ等の変更が可能なテキストを合成音声で読み上げる。
読み方を指定しているため正確に読み上げる。単語の辞書検索も可能。
音声読み上げ中、同じページ番号の原本教科書画像データに表示切り替え可能なため、授業中、授業者の指示に対応しやすい。小・中学校を中心に製作。
- 利用者実績：なし（令和元年度新規）

愛媛大学教育学部

- 教材名：「UNLOCK」
- 主な特徴：音声、本文等テキストを含む（挿絵等の図版はなし）。音声は合成音声（一部肉声）。
小・中・高校の教科書を対象。電子辞書等を用いて、テキスト形式（.txt）ファイルを表示。
文字を読みやすい大きさに変更可能。あわせて音声を再生可能。電子辞書で調べ学習に対応。
- 利用者実績：なし（令和元年度新規）

製作団体によって、主要な機能や提供している教科、学年等が異なります。また、学校単位、教育委員会単位での申請が可能な音声教材もあります。上記の文部科学省HPにも、音声教材を作成している各団体のHPへのリンクがありますので、申請を検討する際の参考にしてください。

本リーフレットは、文部科学省の「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」を受託して実施した「合理的配慮研究事業」の成果をもとに作成しました。

本リーフレットに関する問い合わせ先

山口県教育庁特別支援教育推進室 TEL 083-933-4615

本リーフレットのPDFデータを特別支援教育推進室Webページに掲載しています。

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a503001/index/>

